

2008年度アメリカ法科大学院協会 臨床法学大会参加報告

1. 臨床法学大会概要と大会テーマ「危険・失敗・機会」について

須網隆夫（早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士）

1. 会議の概要

2008年5月4日より7日にかけて、アリゾナ州ツーソンにおいて、アメリカ法科大学院協会（AALS）臨床法学教育会議が開催された。全米の臨床法学教育担当教員は約1100人と推定されているが、500人以上が参加し、連日、全体会と少人数のワーキンググループ（WG）・部会（セッション）に分かれて活発な議論が交わされた。これまでの会議では、2006年度のニューヨーク会議が最大規模であったが、今回のツーソン会議は、ほぼそれに匹敵する規模であった。なお、昨年のニューオーリンズ会議の参加者は518人。第一回のボルチモア会議（1985年）の参加者が、わずか12人であったことを思えば、まさに隔世の感がある。

参加教員は、基本的に各ロースクールの費用で参加している。もともと、各ロースクールからの参加人数にはばらつきがあり、各ロースクールの学部長の方針が反映しているように思う。

なお、外国からの参加者は少数であり、特にアジア地域からの参加は、日本からの3名だけであった。

2. 2008年会議の主要テーマ

今年の会議には、「我々の仕事と展望を考える一危険・失敗・機会から一(Reflecting on Our Work and Vision: Risks, Mistakes and Opportunities)」というタイトルが付けされており、さまざまな角度から、現在の臨床教育のあり方が反省的に考察され、その中から、今後の展望を見出すというものであった。このようなテーマのために、今年の会議からは、アメリカ・ロースクールにおけるクリニツク教育が抱える問題点とその前提となる基本的な発想のあり方を知ることができ、その意味で、これまでの会議への参加とは異なる意義があったように思う。なお、ワックレポートに続く、「カーネギーレポート」と「ベストプラクティス」は、あらゆる場面で再三に渡り、引用・言及され、その影響力の大きさをあらためて感じさせられた。

3. 新入の臨床教員のためのプログラム

会議は、5月4日午後より開催されたが、それに先立つ午前に、教員経験2～3年以下の新入臨床教員のための部会（セッション）が開催され、クリニツク教育運動の歴史・現状・課題について、ロールプレイを交えながら、講義と質疑が行われた。各教員の発言からは、DV、子どもの権利、移民、環境が、最近流行のクリニツクが扱う課題であることが窺われ、アメリカのロースクールにおいて、何が解決されるべき問題として意識され、それがクリニツクが対応しようとしている様子が見られた。また、教授法については、学生に対する指導の仕方が、「教員からの指導をより重視する方法（directive）」と「学生の自発性を引き出す方向性を重視した方法（non-directive）」との対比で議論された。結論としては、一定の方向性はあっても、どちらの手法にも大きな幅があるのではないかとということであった。

4. 総会・WG

同日午後より正式な会議が開始された。会議は、総会と分科会（WG）が交互に組み合わされて進行し、総会での議論を受けて、WGにおいて議論を深化させるように配慮されていた。

1. 第1日目（5月4日）

(1) 第一総会（5月4日午後）「教授法の考察」

総会では、数人のスピーチによる基調報告が討議の基礎として提供されるが、第一総会では、主として臨床教員ではない教員、高等教育専門家からの報告があり、臨床教育における誤りをどのように発見し、対応するかについて考える素材が提供された。

(2) 第一WG（5月4日午後）「考察」

WGは、分野ごとに約20人程度の参加者で組織されており、筆者は、民事クリニツク教員のWGに参加し、後藤（千葉大）は刑事クリニツク教員のWGに、中網（早稲田大）はエクスタテンツク教員のWGにそれぞれ参加した。なお、WGの組み合わせは、参加者の希望を考慮して、会議運営委員会によって予め決定されている。

WGでは、主として、学生の事件処理にどの程度介入すべきかが、一方で学生のやる気、他方で依頼者の利益との関係で議論された。アメリカのクリニツクの場合、教員の監督下で学生が事件を処理すると言っても、教員は、学生の行動の細部まですべてコントロールしているわけではない。学生は、一人で裁判所にも行けば、一人で依頼者とも会う。このような事情の相違を前提に議論の意味を理解すべきであると思う。

2. 第2日目（5月5日）

(1) 第二総会（5月5日午前）「我々の集合的アイデンティティ：教室における文化横断的論点へのアプローチ」

第二総会は、クリニツク教育に際して行われるセミナー等教室での講義において、依頼者の人種・性別・性的指向性などの文化横断的論点（cross-cultural issues）をどのように

取り上げ、アプローチするかが議論された。報告者からは、自己の具体的経験がそれぞれ紹介され、これらの論点に正面から向き合うことの重要性が指摘された。一方、世代間の認識ギャップに由来する危険性もあることが指摘されていた。最終的には学生に対する信頼の問題であるが、完全には解決できない問題であり、また各個人の認識も違い、問題を取り上げること自体により、嫌な思いをする学生が存在することも認識しておかねばならないとのことであった。

(2) 第二WG (5月5日午前) 「教室での教え方」

第二総会での報告と質疑を受けて、WGでは、文化横断的論点についてクリニック教育の講義の部分でどのように扱うべきか、例えば、最初に一定の講義をすべきなのか、クリニックの中で具体的に問題が生じた際に講義すべきか、事件処理の中で学生が文化横断的論点の処理を間違えたことはないか、事件選択の際にはどう考慮すべきか (雇用・住居に関する事件では、しばしば問題になるはず) などが議論された。

その後、クリニックによる事件処理の中での、事件処理に伴う誤りが議論された。学生の間違いいについては、一方で、間違いを犯し、その効果を学生が知ることの意義には大きなものがあるが (間違えることは、学生にとって、多くを学ぶ機会であるという考え方)、他方で、依頼者の利益を損ない、弁護過剰となる場合もある。そのような事情を前提として、例えば、法的期限を含む期限を守らないことの意味をどう学生に教えているか、場合によれば、司法試験委員会に学生の行動を通知する場合すらあること、またそのような期限超過が生じないためには、どうすべきかが活発に議論された。

なお、教員が事件処理を間違える場合があることも認識されているが、事件数が少ないために、そのような危険は大きくはない。

3. 第3日目 (5月6日)

(1) 第三総会 (5月6日午前) 「指導監督に対する考察: 職員のための現場の開発 (Reflection on Supervision: Developing Sites for Insights)」

アメリカでは、事件には、学生が第一次的に責任を負っていると理解されている。その上で、学生のリスク評価が正しくない場合、事件処理方法の選択が正しくない場合、教員はどのように対処すべきかが議論された。議論の出発点は、クリニック教員による指導監督の目標は何かである。より広い文脈における事件の理解、中立的なリスク評価、弁護士としての役割の理解等が目標となる。どこに重点を置くかにより、指導の方針も異なることになる。

(2) 第三WG (5月6日午前)

このWGでは人種問題についてどう指導するかがテーマであった。教員としては、アプロチャーに属する依頼者がいるので、論点として明確化して議論する必要がある。WG参加者からは、体験した実例が幾つか報告された。黒人の女子学生が、ヒスパニックの依頼者から弁護活動を拒否された事例、黒人の女子学生が白人の教員とうまく行かず、黒人の教員のところに相談に来た事例などである。その他、学生が、相手方の弁護士・裁

判官に傷つけられた場合にどうするかも合わせて議論された。

4. 第4日目 (5月7日)

(1) 第四総会 (5月7日午前) 「成功する未来を計画するためのクリニック教育運動の誤りと成果の考察」

総会ではロースクールの認証基準に対する三つの提案が議論された。提案された基準は、ロースクールの中で、充実したクリニック教育を行っているロースクールの「クリニカルロースクール」と認定し、それらのロースクールの卒業生を司法試験に際して優遇する (試験の一部免除) ことを予定するものである。

基準の要約は、以下の通りである。第一は、クリニック教育に費消される時間に対する基準であり、卒業生は、依頼者のための業務を最低600時間行っていないなければならない。第二は、クリニック教員の地位に関する基準であり、全てのフルタイム教員は、ロースクールの運営に平等に参加しなければならない。第三は、全ての科目について、課程の修了により学生が取得する結果を明示しなければならない。

これらの基準の是非については、活発な議論が交わされた。例えば、第一の基準に対しては、専門職としての責任をより明確にすべきではないか、司法試験があるのにこんなに多くの時間をクリニックに使ってはいられないと学生は言うかもしれない、クリニック科目の時間を増やすことにより、全体のカリキュラムの構造はどうなるのか、教室における授業・エクスターニッツァ・シミュレーション・クリニック全体を統合した基準が必要である等、まさにいろいろな角度からの指摘である。指摘を踏まえて、基準の内容はさらに検討されることになった。

(2) 第五総会 (5月7日午後) 「文化横断的環境における危険・失敗・機会 の考察」

最終日の最後に位置した第五総会は、出席者も少なかったが、文化横断的論点に対して文化人類学の観点から主としてアプローチするものであり、文化人類学者 (法律家の資格を有する者を含む) からの講演を基調とするものであった。アメリカにおける活発な学際的なアプローチを示すものであるとともに、唯一のクリニック教員の報告者は、文化人類学的アプローチに必ずしも納得しておらず、学際的アプローチの必要性とともに、その限界・安易な依存の危険を感じさせた。

5. 部会

総会・WGの他に、今回の会議のテーマに関連するさまざまな課題について、少人数の参加者による部会が、総会・WG以外の時間に同時並行的に開催された。筆者が参加した部会について紹介する。

(1) 「実定法科目とクリニック教育手法の統合 (Uniting Substantive Courses with Clinical Methodology: A Risky Business, Does It Work?)」 (5月5日午後、参加者約20名)

実定法科目において、抽象的にフラックレターローを教えるのではなく、クリニック教育の経験に基づいて一定の物語 (narrative) を作り、その物語に沿って、教室において実

定法教育（例えば、民事訴訟法）を行うという手法について議論された。映画「シビル・アクション」には、全ての手続が含まれているので有用であると指摘されていた。また、内部通報者とのインタビューを見せて、宣誓供述について教えるとの報告もあった。

(2) 「社会正義とエクスターミネーション」(5月5日午後、参加者17名)

社会正義の実現、人種・階級・貧困・平等・暴力等の不正義の是正のための法律家の役割を考えたエクスターミネーション・プログラムの設計を行うという議論であり、現状のエクスターミネーション・プログラムには、このような観点が弱いという認識から、政府機関・非営利組織・検察官事務所などでのエクスターミネーションを強化すべきであるという問題提起があった。しかし、参加者からは、教育目標が明確ではない、学生は保守的だから興味は引かないだろう等、消極的意見が多く、社会正義については、それを明確に打ち出すモデルよりも、黙示的に内容に含めるモデルがより多くの支持を集めた印象であった。特に、南部のロースクールからは、中立的であるうとしているとの発言があったことは印象的であった。

(3) 「危険性の高い状況における学生の指導監督」(5月7日午前)

いろいろな意味で危険性の高いクリニクには、移民・少年・DV等のクリニクが挙げられていた。ハイ・リスクと言ってもいろいろいるなリスクがあり得、またリスクの対象も学生だけではなく、教員・クリニク自体などいろいろ考えられるが、このセッションでは、特に学生のメディア対応について議論された。例えば、学生に直接にメディア対応させるかどうかである。仮に設定された事実（裁判所が難民認定した事件について、政府に上訴手続を取らせないように、世論の圧力を作り出すためにメディアを利用するという想定）に基づいて、この問題が議論された。そもそも、学生が自らメディア対応することとは、例えば、テレビ視聴者に誰が監督しているのかという疑問を抱かせるという根本的な批判に対しては、事件の事実を最もよく知っているのは、教員より多くの時間依頼者と会っている学生であるという反論、事実を知っているのは学生としても、学生にはどう対応すべきかわからないという再反論、その場合には教員が介入すれば良いと活発に議論が展開し、最終的には依頼者への忠誠と指導監督のバランスが必要であると議論は収束した。議論の背景としては、学生が一定の危険に晒されざるを得ないのは、専門職大学院教育の本質に由来するとの議論があるからである。但し、学生に深刻な損害が生じることが避けなければならず、学生に生じ得る危険の程度を判断することが教員の任務である。

(4) 「クリニク・プログラムの運営」(5月7日午後)

クリニク・プログラムの責任者は、単なるクリニク教員とは異なる独自の責任と任務を負い、そのためにクリニク教員の中でも孤立しがちである。この部会は、フロンティア地域における、そのような責任者間の連帯の試みを紹介するとともに、責任者が直面する問題解決について、ロールプレイにより、そのあり方を模索したものである。

6. 結語

以上のプログラムの他に、夜はレセプションが開かれ、参加者間の交流が図られた。我々も、Peter Joy 教授 (Washington University, St. Louis)、Randy Hertz 教授 (New York University)、Deborah A. Maraville 教授 (University of Washington)、Annohne Sedillo Lopez 教授 (University of New Mexico) 等、これまで早稲田大学における臨床法学教育の発展にお世話になった諸先生と旧交を温めることができた。また、日本人のクリニク教員である植田弘子スタツ井護士 (Loyola University) と知り合うことができ、貴重な示唆を得ることもできた。

幾つか感じたことを要約すると、

第一に、学生に対する指導監督と言っても、アメリカと日本とは、その意味合い、実質が大きく異なることである。アメリカの場合には、教員の指導監督の下でも、学生には一定範囲の事件処理の裁量が認められており、日本のように教員が完全に事件をコントロールしているわけではないと思われる。

第二に、第一の事項に関連して、これまでの認識と異なり、クリニクにおける事件処理において、依頼者に不利益な結果を惹起するようなミスは、一定程度発生しているようである。但し、その結果、クリニク教員が懲戒処分を課されたり、依頼者より損害賠償を請求された事例は、絶無とは言えないにせよ、ほとんど存在しないようである。この点いことが一因であると説明されていた。行動するためにも弁護士への援助が必要だからである。しかし、このようなリスクは、言わばクリニク教育実施に伴う「向こう傷」とも言うべきものであり、そのためにクリニクの実施を抑制するという議論は存在しないと思われる。また、そもそも「失敗するから学ぶことができる」という発想が強く、ミスをそれほど否定的に評価していないようにも感じた。

第三に、今後の日本におけるクリニク教育の発展に際して必要性を感じた企画は、例えば、以下の通りである。

- 新人臨床教員のための教育プログラム・研修機会、
- クリニク責任者の会合、
- 専門クリニクの会合。

最後に、2009年度の会議は、オハイオ州クリーブランドにおいて開催される。